



長野県報

3月22日(火)
平成17年
(2005年)
第1644号

目次

規則

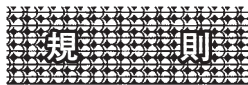
- 長野県西駒郷管理規則の一部を改正する規則（障害福祉課）…………… 1
- 県立長野図書館規則の一部を改正する規則（文化財・生涯学習課）…………… 1

告示

- 指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定（環境自然保護課）…………… 2
- 家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（畜産課）…………… 3
- 解除予定保安林（森林保全課）…………… 6
- 平成12年長野県告示第75号（長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第12条第1項の規定による景観形成重点地域の区域指定）の一部改正（建築管理課）…………… 6
- 平成12年長野県告示第76号（長野県景観条例（平成4年長野県条例第22号）第13条第1項の規定による高社山麓・千曲川下流域景観形成重点地域における景観形成のための計画の決定）の一部改正（建築管理課）…………… 7
- 運転免許取得者教育の認定（東北信運転免許センター）…………… 7

公告

- 一般競争入札（管財課）…………… 9
- 第3期野尻湖水質保全計画（水環境課）…………… 9
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）……………13
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業振興課）……………13
- 家畜伝染病発生の報告（畜産課）……………14
- 県営土地改良事業の施行に伴う換地計画（農村整備課）……………14
- 都市計画の図書の写しの縦覧（都市計画課）……………14
- 一般競争入札（産業活性化・雇用創出推進局）……………14



長野県西駒郷管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年 3月22日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第10号

長野県西駒郷管理規則の一部を改正する規則

長野県西駒郷管理規則（昭和43年長野県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第8条」に改める。

第4条第1号中「児童福祉法」を「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の6第2項又は児童福祉法」に改め、「又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の6第2項」を削り、同条第2号中「その他西駒郷の長（以下「所長」という。）が特に認めた者」を削る。

第5条及び第6条を削る。

第7条中「この規則の規定を遵守し、その他所長」を「西駒郷の長」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者が行う管理に関する定め）

第6条 指定管理者が行う西駒郷の管理について必要な事項は、長野県西駒郷条例第6条第2項の規定により締結する協定に定めるもののほか、西駒郷の長が知事の承認を得て別に定める。

第8条を削る。

第9条中「所長」を「知事」に改め、同条を第7条とする。

別記様式を削る。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

障害福祉課

県立長野図書館規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年 3月22日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

県立長野図書館規則の一部を改正する規則

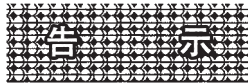
県立長野図書館規則(昭和33年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「(以下「休日」という。)」を削り、同条第5号中「末日(その日が日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)」を「最後の金曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課



長野県告示第125号

長野県希少野生動物保護条例(平成15年長野県条例第32号)第8条第1項の規定により、次のとおり指定希少野生動物及び特別指定希少野生動物の指定をします。

平成17年3月22日

長野県知事 田中康夫

1 指定希少野生動物(動物・9種)

種 の 名 称	指 定 の 理 由
クビワコウモリ	山地帯から亜高山帯にかけての森林に生息する日本固有種で、現在繁殖が確認されているのは乗鞍高原のみである。その個体数及び生息地がともに少なく、特に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
イヌワシ	山地帯から高山帯にかけて生息する種で、捕獲及び開発行為により、その個体数及び生息地がともに著しく減少している。また、カメラマンの営巣地への接近やハングライダー等の飛行による影響も懸念される。よって、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ブッポウソウ	低山帯の針広混交林及びブナ林等の落葉広葉樹林に生息する種で、開発行為等の影響によりその個体数及び生息地がともに著しく減少している。現在の生息地は県の北端及び南端に限定され、十数つがい繁殖しているのみである。よって、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ヤイロチョウ	主に下生えのよく茂った常緑広葉樹林等に生息する種で、捕獲・森林伐採及び開発行為により、その個体数及び生息地がともに減少している。また、カメラマンの営巣地への接近等による影響も懸念される。よって、特に保護を図る必要があるため。 また、調査活動が行われており、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
クマタカ	急峻な谷のある山地の森林に生息する種で、捕獲及び開発行為により、その個体数及び生

	息地がともに減少している。また、カメラマンの営巣地への接近等による影響も懸念される。よって、特に保護を図る必要があるため。 また、調査活動が行われており、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
ライチョウ	森林限界上部の高山帯に生息する種で、登山者や観光客の増加に伴う生息地のかく乱、ごみの増加に伴うキツネ、カラス等天敵の増加、ニホンザル・ニホンジカ及びチョウゲンボウ等の野生動物の高山帯への進出、地球温暖化等により、その生息地の減少又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ハクバサンショウウオ	湿原及びその周辺の森林に生息する日本固有種で、生息地の数箇所が開発行為が行われるなど、生息地が減少している。また、捕獲による個体数の減少も懸念される。よって、特に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
アカイシサンショウウオ	溪流付近や伏流水のある湿った森林内に生息する日本固有種で、新種として記載されたばかりで個体数も少ない。また、捕獲による個体数の減少や開発行為による生息環境の悪化も懸念される。よって、特に保護を図る必要があるため。 また、調査活動が行われており、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
シナイモツゴ	山間のため池及び細流に生息する日本固有亜種で、県内では北部の山間地に点在するため池にわずかに生息している。個々の生息地は隔離されており、生息地によっては個体数が減少している。また、捕獲による個体数の減少、種間交雑による遺伝のかく乱、外来魚による捕食圧の増大及び埋立等の開発も懸念される。よって、特に保護を図る必要があるため。 また、県民からの保護要請も高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。

2 特別指定希少野生動物(動物・2種)

種 の 名 称	指 定 の 理 由
イヌワシ	山地帯から高山帯にかけて生息する種で、捕獲及び開発行為により、その個体数及び生息地がともに著しく減少している。また、カメラマンの営巣地への接近やハングライダー等の飛行による影響も懸念される。よって、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ブッポウソウ	低山帯の針広混交林及びブナ林等の落葉広葉樹林に生息する種で、開発行為等の影響によりその個体数及び生息地がともに著しく減少している。現在の生息地は県の北端及び南端に限定され、十数つがい繁殖しているのみである。よって、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。

環境自然保護課